

外郭団体基本情報

【監理団体用】

1. 団体概要

2023年3月31日現在

団体名	社会福祉法人町田市社会福祉協議会		
法人番号	2012305000201		
所在地	町田市原町田4-9-8		
電話	042-722-4898	FAX	042-723-4281
ホームページアドレス	https://www.machida-shakyo.or.jp/		
代表者	会長 鈴木 忠		
設立年月日	1969年9月22日		
設立根拠法令	社会福祉法		
団体設立後から現在に至るまでの主な経緯	<p>社会福祉法人町田市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、昭和33年5月に福祉事務所をはじめ、民生委員、町内会や婦人会等の協力により任意の団体として町田市役所内に設立され、昭和44年9月に社会福祉法人として認可されている。昭和55年に福祉会館分室、昭和61年にすみれ会館、平成元年に健康福祉会館、平成8年に健康福祉会館分館、平成11年に現在の町田市民フォーラムに移転している。事業では、昭和61年11月にせりがや会館がオープンし、緊急一時保護所自立生活通所寮、高齢者相談室及び高齢者緊急一時保護宿泊所等がはじまった。平成2年には町田ボランティアセンターが開設された。</p> <p>市社協は社会福祉法第109条に定められた地域福祉の推進を図ることを目的とする公益的な団体であり、事業の安定性を確保するため、会員からの会費と寄付金、共同募金の配分金の他、国・都・市からの補助金等を受け運営している。</p>		
設立目的	町田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
事業内容	1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 等		
情報公開制度の有無	有	個人情報保護制度の有無	有
市所管課	地域福祉部福祉総務課		
外部監査の実施状況			
実施体制	無し		
実施内容(又は実施しない理由)	-		

2. 資本金等

2023年3月31日現在

資本金・基本金	3,000千円	うち市の出資・出えん金	0千円	市出資・出えん割合	0%
市出資出えん金額の根拠	-				
市以外の主な出資者	※出資者には、社会福祉法人の寄付者も含まれます。				
名称	出資額(千円)		出資率(%)		
-	-		-		
市の損失補償	0千円	市の借入保証	0千円		

3. 財務状況

(1) 貸借対照表

単位:千円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	対前年増減比	備考 ※増減の理由等
総資産	572,164	562,795	591,823	5.2	
流動資産	199,226	153,896	148,490	▲ 3.5	
流動資産以外の資産	372,938	408,899	443,333	8.4	
負債	263,905	226,339	235,481	4.0	
流動負債	157,775	111,638	112,610	0.9	
固定負債	106,130	114,701	122,871	7.1	
うち借入金	0	0	0	0.0	
純資産	308,259	336,456	356,342	5.9	
次期繰越活動増減差額	32,697	45,172	46,484	2.9	

(2) 事業活動計算書

単位:千円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	対前年 増減比	備考 ※増減の理由等
経常収益	901,077	956,545	1,013,364	5.9	
うち市補助金	204,916	209,762	211,200	0.7	
うち市委託料	109,308	109,278	132,592	21.3	
うち市指定管理料	434,598	475,899	526,796	10.7	
経常費用	881,582	927,582	984,651	6.2	
経常損益	19,495	28,963	28,713	▲ 0.9	
特別利益	6	924	47	▲ 94.9	
特別損失	11,087	42	47	11.9	
当期損益(税引後)	8,415	28,346	19,909	▲ 29.8	

※各団体が準拠すべき会計基準等により、下記のとおり読み替える。

[会社法法人] 経常収益→売上高(又は営業収益)+営業外収益 経常費用→売上原価+販売費+一般管理費+営業外費用

[公益法人] 経常収益→一般正味財産増減の部の経常収益 経常費用→一般正味財産増減の部の経常費用

特別利益→一般正味財産増減の部の経常外収益 特別損失→一般正味財産増減の部の経常外費用

当期損益→当期一般正味財産増減額

[社会福祉法人] 経常収益→サービス活動収益+サービス活動外収益 当期損益→当期活動増減差額

[土地開発公社] 経常収益→事業収益+その他経常収益 経常費用→事業原価+販売費及び一般管理費+その他常費用

(3) 財務指標

単位:%

項目	2020年度	2021年度	2022年度	備考 ※増減の理由等
① 自己資本比率〔純資産/資産×100〕	53.9	59.8	60.2	
② 借入金依存度〔借入金負債/資産×100〕	0.0	0.0	0.0	
③ 流動比率〔流動資産/流動負債×100〕	126.3	137.9	131.9	
④ 経常収支比率〔経常収益/経常費用×100〕	102.2	103.1	102.9	
⑤ 当市補助金比率〔市補助金/経常収益×100〕	22.7	21.9	20.8	
⑥ 当市貸付金比率〔市貸付金/資産×100〕	-	-	-	
⑦ 当市委託料比率〔市委託料/経常収益×100〕	12.1	11.4	13.1	
⑧ 当市指定管理料比率〔市指定管理料/経常収益×100〕	48.2	49.8	52.0	

※②の借入金には、当市貸付金も含まれます。

(4) 当該団体への財政的援助

単位:千円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	備考 ※増減の理由等
① 補助金(助成金)・交付金・負担金	204,916	209,762	211,200	
② 利子補給金	0	0	0	
③ 貸付金残高	0	0	0	
④ 損失補償・借入保証契約に係る債務残高	0	0	0	
⑤(参考) 委託料	109,308	109,278	132,592	
⑥(参考) 指定管理料	434,598	475,899	526,796	

①補助金(助成金)・交付金・負担金のうち、特定の補助対象者となっているもののみ記載

1	補助金名	町田市社会福祉協議会運営費補助金(福祉総務課)		
	補助金の内容	社会福祉法第109条により、地域福祉の増進を図ることを目的として定められている社会福祉協議会の事務局運営事業、地域福祉活動支援事業、ボランティア活動推進事業に要する経費を補助することで、運営の安定性を確保するため。		
	補助金の積算根拠	「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」に基づき、職員人件費については経費の額とする。また、運営に要する対象経費及び地域福祉活動支援に要する対象経費は2分の1以内の額とする。ボランティア活動推進に要する対象経費については、3分の2以内の額とする。		
	補助額(千円)	2020年度 122,129	2021年度 122,384	2022年度 127,265
2	補助金名	せりがや会館管理運営負担金(福祉総務課)		
	補助金の内容	市が所有しているせりがや会館は、様々な福祉事業が行われ、地域拠点的な役割を果たしていることから、管理運営の協定を締結のうえ、市の役割に応じた負担金を支出している。		
	補助金の積算根拠	管理運営に要する対象経費(会館に専従する職員の人件費、管理運営に要する経費、事業の実施に要する経費など)から事業収入を差し引いた額とする。		
	補助額(千円)	2020年度 45,558	2021年度 46,870	2022年度 48,197
3	補助金名	おうちでごはん事業補助金(子ども家庭支援センター)		
	補助金の内容	ひとり親世帯等の福祉の向上に寄与することを目的とし、協定を締結のうえ、事業実施に要する経費を補助することにより、市社協の運営を支援している。		
	補助金の積算根拠	「町田市おうちでごはん事業補助金交付要綱」に基づき、対象経費(人件費、消耗品費、印刷製本費、食材費、燃料費、通信運搬費、研修費、賃借料、手数料、保険料、委託費など)の額とする。		
	補助額(千円)	2020年度 10,388	2021年度 12,769	2022年度 13,333

⑤(参考)委託料のうち、特命随意契約によるもののみ記載

1	委託名(随意契約)	成年後見制度中核機関業務委託(福祉総務課)		
	委託の内容	制度のPR、市民・関係機関からの相談、市民後見人の育成・活動支援に関する業務など		
	随意契約の理由	2009年度から委託先として実績があり、制度内容等も熟知している。また、単年度の対応にとどまらない事案が多くある性質上、継続性が求められる事業であるため、本業務の担い手として最適であることから随意契約を行っている。		
	委託料(千円)	2020年度 35,063	2021年度 40,321	2022年度 41,737
2	委託名(随意契約)	学童21保育クラブ分室管理運営業務委託(児童青少年課)		
	委託の内容	仕事をしているなどの理由で、保護者が日中不在になる家庭の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。		
	随意契約の理由	現在、町田第二小学校区に設置している学童21保育クラブは、指定管理者制度を導入し、市社協が管理運営を行っている。 2016年度から入会児童数は、75名を超えて、町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める面積基準を上回るため、せりがや会館を学童21保育クラブ分室として市社協に業務委託している。 2022年度についても、学童21保育クラブの面積基準を上回る入会申請があり、同小学校区の学童保育クラブ事業を一体的に行うため、継続して学童21保育クラブ分室の管理運営を市社協に業務委託をしている。		
	委託料(千円)	2020年度 16,531	2021年度 16,166	2022年度 16,321
3	委託名(随意契約)	町田ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託(子育て推進課)		
	委託の内容	町田ファミリー・サポート・センター事業実施要領に基づき、町田ファミリー・サポート・センター事業を実施すること。		
	随意契約の理由	公募型プロポーザルにより選定を行ったが、応募は1事業者であった。しかし選定条件を満たし、前契約事業者(2019年10月～2022年9月)として既存の内容に加え、積極的な新規提案をいただいたため。		
	委託料(千円)	2020年度 14,406	2021年度 14,406	2022年度 14,388

⑥(参考)指定管理料のうち、非公募によるもののみ記載

1	指定管理施設名	なし		
	指定管理の内容			
	非公募の理由			
	指定管理料(千円)	2020 年度	2021 年度	2022 年度

(5)当該団体へのその他援助の内容(公有財産の使用許可等)団体の活動に必要な資産の状況

区分	所有形態	内容(建物名称、取得経緯、公有財産使用許可理由など)
土地	公有財産	
建物	公有財産	町田市民フォーラム4階:使用許可
設備	自己所有	車両等

(6)その他

①適用会計基準等の状況

適用会計基準	社会福祉法人会計基準
財務諸表の確認	税理士事務所による確認を受けている。

②経営環境の変化に関する今後の見通し

外部要因によるもの	無し
内部要因によるもの	無し

③資産運用の方針と状況

基本財産は定期預金として現金保有している。運用資産については普通預金、定期預金、投資有価証券で保有している。資産運用については規程に基づき適正に運用している。

④引当金の状況

	名称	内容	規程有無	残高(千円)
①	退職給付引当金	規程に基づく職員退職金の期末要支給額	有	122,870
②	賞与引当金	職員賞与に係る期末引当額	有	28,488
③				

⑤収支の改善に向けた取り組み ※補助金が削減された場合の方策を含む

収入増加の方策と実施状況	会員会費と寄附金増強に引き続き努め財源確保を図る。
経費削減の方策と実施状況	-

4. 役職員数

単位:人

項目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	備考 ※増減の理由等
役員	15	13	14	
理事・取締役	13	11	12	欠員補充のため1名増
うち市あて職	1	1	1	
監事・監査役	2	2	2	
うち市あて職	0	0	0	
正職員	48	46	48	
うち市からの派遣	0	0	0	

5. 主要事業の内容と評価

事業名		事業内容		
①	地域で困りごとを抱える人を支援する仕組づくり	地域で困りごとを抱える人や複合的な福祉課題を抱える家族等に寄り添い、身近な相談窓口となり、関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援を行います。		
	事業費 (単位:千円)	2020年度	2021年度	2022年度
		-	-	-
	指標:各地域への訪問回数(単位:回)	目標	-	-
	実績	280	393	573

事業名		事業内容		
②	地域の様々な人や団体が集まれる居場所づくり	気軽に立ち寄れる憩いの場や、困ったことがあれば相談できるような場をつくることで住民一人ひとりが地域とのつながりを持てるよう、地域で活動している様々な主体の拠点となる居場所づくりに取り組みます。		
	事業費 (単位:千円)	2020年度	2021年度	2022年度
		0	50	450
	指標:ふれあいサロン新規立上げ箇所数(単位:箇所)	目標	5	5
	実績	0	1	9

事業名		事業内容		
③	成年後見制度利用促進事業	判断能力が低下した方も、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、地域を支える市民後見人を育成し、その活動を支援します。		
	事業費 (単位:千円)	2020年度	2021年度	2022年度
		35,063	40,321	41,737
	指標:市民後見人登録者数(単位:人)	目標	-	-
	実績	40	48	46

団体の自己評価
 2022年度は、本会の基本計画である「第五次町田市地域福祉活動計画」をスタートした。新たに取り組んだ事業としては、サテライト事業所「まちだ福祉〇(まる)ごサポートセンター堺」の開設が挙げられる。地域福祉コーディネーターを配置し、地域の身近な相談窓口として様々な相談に応じた。その他、子育て応援企画「バザーでエール」の実施、「フードバンクまちだ」や「おうちごはん」の事業拡大、地域公益活動推進協議会の設立準備委員会の立ち上げなどに取り組み、町田市の地域福祉に貢献できた。

市所管課の評価
 2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで延期・縮小となっていた事業が回復傾向となり、事業拡大の実現や延期にしていた事業を3年ぶりに実施し、大きな反響を得るなど、町田市の福祉にとって市社協の果たす役割は依然として大きいと認識している。また、委託事業として2023年1月からモデル地区(相原・小山地区)に地域福祉コーディネーターを配置し、同地区における地域福祉の総合的な相談を受けながらも、町内会や支援センター、民生委員など地域資源の会議に積極的に参加し、地域福祉の情報を収集及び発信をしている。今後も、市及び地域資源と連携・協働をより深め、ノウハウを蓄積しながら複雑化・複合化した地域福祉課題に対応し、地域福祉の増進に更なる貢献をしていただきたい。

同様の役割を担う類似団体や企業の存在の有無
 変化を続ける地域福祉課題の状況に応じて弾力的かつ必要な対応を行い、併せて課題解決のために地域住民や関係機関との継続した連携を行っていくことで、より幅広い地域福祉活動を推進できる社会福祉法人は、市社協のみであると考えている。

6. 当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果※直近3カ年。ただし、未対応のものは除く。

(1) 指導監督の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・所管部長による理事会への出席 ・指導監査課による実地指導(ただし社会福祉法人に行うものであり、外郭団体であることを理由に実施しているものではない)

(2) 外郭団体監理委員会の評価結果

意見内容	改善状況	
	改善の内容及び今後の方向性	進捗状況
① -		
② -		

(3) その他外部監査の評価結果

<p>【2020年度包括外部監査】 町田市社会福祉協議会は外郭団体に係る財務事務の執行等について、以下の指摘事項を受け、改善を行った。</p> <p>(1) 令和元年度(2019年度)第4回評議員会について、評議員全員からの書面を確認したところ、書面決議の同意書に日付の記載のないものが1件あった。日付をはじめ、同意書としての要件を満たさないものについては、改めて記載を求めるべきである。 ⇒2021年3月に、日付の記載がない同意書について、評議員に記載いただいた。また、今後は収受の際に日付をはじめ、同意書としての要件を満たしているかどうか複数名で確認することとした。</p> <p>(2) 計算書類等の作成にあたっては、社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。 ⇒2021年6月に、2020年度決算に専門家の支援を受け検証し、改善を行った。</p> <p>(3) 重要な会計方針は、計算書類等の理解を助けるために特に重要な事項であり、経理規程との整合性を取るとともに網羅的に記載するよう修正をすべきである。 ⇒2021年6月に経理規程に準拠した記載を行った。</p> <p>(4) 退職給付引当金について、会計方針に準拠した必要額を計上すべきである。加えて、注記の記載内容を経理規程に準拠するように、より明瞭に修正することが望ましい。 ⇒2021年6月に経理規程に準拠した記載を行った。</p> <p>(5) 契約日については、両者の正規の決裁手続が終了した後で、かつ、一方若しくは、両者の記名、押印済みの契約書が作成された日付により作成すべきである。 ⇒契約日については、両者の正規の決裁手続が終了した後で、かつ、一方若しくは、両者の記名、押印済みの契約書が作成された日付により作成することとした。</p> <p>(6) 仕様書の委託期間に誤りがあった。仕様書は、契約書の添付書類の位置付けとなっているが、委託期間は特に重要な事項でもあり、今後、誤謬のないよう確認手続を徹底すべきである。 ⇒2021年3月に委託契約書における誤謬については改善済みであり、今後は仕様書をはじめ、契約書の添付書類について誤謬のないよう確認手続を複数名で行うこととした。</p>
--

7. 市所管課所見(現状と課題、今後の取り組み、外郭団体の必要性)

<p>2020年度の包括外部監査を受け、指摘事項に対して会計処理に専門家を導入するなど、迅速に改善いただいた。社会福祉法の改正に伴い、経営組織のガバナンス強化や、事業運営の透明性が求められている中、経理規程をはじめとする諸規程の整備なども図られている。今後は、さらに効率的かつ安定した組織運営のため、財務状況及び定数管理を踏まえた、事業計画の策定及び遂行に取り組むよう求めていく。</p>
--

【注記】

1. 金額について、千円未満の数値については、四捨五入しています。
2. 複数の欄の合計値を他の項目の数値と一致させる必要がある項目については、四捨五入を行ってずれが生じてしまう場合、適宜端数調整を行っています。